

秋保地区周遊促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

本公募型プロポーザルは、秋保地区周遊促進事業業務を委託するに当たり、広く提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として特定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

秋保地区周遊促進事業業務

(2) 業務の目的

秋保地区は奥州三名湯の一つとして数えられる秋保温泉を有する、県内の人気観光地の一つである。近年は温泉街の周辺にもカフェやブルワリーなど、飲食を楽しむことのできるスポットも増えてきており、宿泊者にとっての秋保での楽しみ方も多様化してきている。一方、これらのスポットや旅館を結ぶ交通網や、来街者を回遊させるようなイベント等の仕掛けが弱い点が課題となっている。このような課題を解決するため、秋保温泉街エリアを中心とした周遊バス運行事業及び来街者の回遊性の向上に資するイベント等を開催するもの。

(3) 業務内容

別紙「秋保地区周遊促進事業業務委託 仕様書（以下、「仕様書）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 業務委託提案上限額

27,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宮城県内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (5) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。仙台市税が課税されていない場合は、主たる事業所が所在する市町村が課す市町村税を滞納していないこと。
- (8) 業務の実施にあたって、仙台市の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

4 本プロポーザルの参加に係る留意事項

(1) 参加表明・提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の通り必要書類を電子データにて提出し、参加意思を表明すること。なお、書類の不備等がある場合、失格となることがあるため、十分留意すること。

①提出書類

書類	備考
参加表明書（様式1）	
会社概要資料	会社パンフレット等、事業概要がわかるもの
事業提案書	任意様式／詳細は下記「4（2）」を参照のこと
共同企業体構成員一覧	グループで提案を行う場合に提出すること
市税の滞納がないことの証明書（写し）	各市町村の税務部門（仙台市の場合は各区税務会計課及び各総合支所税務住民課）にて取得すること
消費税及び地方消費税に関する証明書（写し）	所在地（納税地）を管轄する税務署の窓口にて取得すること

②提出期限

令和8年4月10日（金） 17時必着

(2) 事業提案書について

事業提案書は任意様式で以下の要素を踏まえパワーポイント等で作成し、提出すること。

①事業提案書の構成

ア 表紙

イ 事業提案書本編

以下について記載すること。なお、本要領5（3）に提示する観点で審査を行うため、これらを踏まえた記載内容とすること。

- ・事業の実施体制について
- ・周遊バス運行業務の概要について

運行ルート、時刻表、停留場所の位置図及びその表示や設置方法、使用する車両及び台数、車体のラッピング等の表示案、乗務員の人員体制、運賃及びその収受方法、その他独自提案について記載すること。

- ・イベント開催の概要について

開催時期、開催場所、イベント内容、出演者等、運営体制などについて記載すること。

- ・業務工程について

ウ 業務実績

直近1年以内の観光関連業務実績のすべてについて記載すること。なお、グループでの提案の場合は代表者となる事業者の実績について記載すること。

エ 事業費見積

②その他留意事項

- ・専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

(3) 応募にあたっての質問及び回答

本公募型プロポーザルに関し質問がある場合は、質問票（様式第2号）に記載し、令和8年3月30日（月）15時までに電子メールにて下記アドレスに送信すること。また、送信後には到達確認の電話連絡を行うこと。提出された質問への回答は令和8年4月3日（金）までに本市HPにて公表する。

- ・提出先メールアドレス：kei008020@city.sendai.jp
- ・確認電話連絡先：022-214-3018（仙台市観光戦略課）

(4) 参加表明書等の書類の提出について

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領4(1)①で示す必要書類の一式について、以下のとおり提出すること。

①提出期限

令和8年4月10日(金)17時まで

②提出方法

電子データにて下記メールアドレス宛に提出すること。

・提出先メールアドレス：kei008020@city.sendai.jp

③留意事項

- ・提出期限までに書類が到達しなかった場合は、失格とする。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。
- ・虚偽の記載をした提案及び委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 提案の審査

(1) 審査機関

秋保地区周遊促進事業業務委託業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、公正な審査を行うものとする。

(2) 審査委員会

①委員構成

審査委員長 仙台市文化観光局観光交流部長

審査委員 仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課長

審査委員 仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課企画調整担当課長

審査委員 公益財団法人仙台観光国際協会観光地域づくり推進課長

②審査委員会の詳細

ア 日時

令和8年4月22日 15時30分

※具体的な日時については各提案事業者あてに個別に通知いたします。

イ 会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第1会議室

ウ 審査会の流れ

- ・提案者より企画提案書に基づく内容説明(10分)
- ・質疑応答(10分)

エ 留意事項

- ・提案者の出席人数は3名以内とすること
- ・説明は事前に提出した事業提案書に基づき行うこととし、追加資料の提出等は認めない
- ・正当な理由なく欠席した場合は提案を無効とする。ただし、審査委員長がやむを得ない事情と認める場合はその限りではない。

(3) 審査方法及び審査の観点と基準

提出された書類及び審査委員会での事業者からの説明を基に4名の審査委員で審査を行う。審査項目、審査基準、審査委員1名当たりの配点は以下の通り（計400点満点）。

①事業の実施体制【10点】

- ・本事業を実施するにあたり、十分な体制が整備されているか。（10点）

②業務理解【10点】

- ・本業務の趣旨や目的、秋保地区観光における現状や課題について十分に理解をしているか。（10点）

③周遊バス運行業務の概要【25点】

- ・運行ルート、時刻表、停留場所の表示などがわかりやすく、利用しやすいものとなっているか。（10点）

- ・持続可能な運行に向けて、利用しやすい運賃設定や妥当な収益が見込まれているか。（10点）

- ・乗務員や車両台数など、十分な運行体制が取られているか。（5点）

④イベント開催業務の概要【25点】

- ・開催場所はアクセスしやすく集客が見込める場所となっているか。（5点）

- ・イベント内容は、にぎわい創出に資するものとなっているか。（10点）

- ・適切な運営体制が整っているか。（10点）

⑤地域との連携【15点】

- ・バスルートの設定やイベントの実施内容については、十分に地域との連携が図られたものとなっているか。（15点）

⑥業務工程【5点】

- ・年度内の業務完了に向け、余裕を持った工程となっているか。（5点）

⑦観光関連事業に係る実績【5点】

- ※直近1年間の実績件数に応じ、採点する。なお5件以上の実績がある場合は一律で5点とする。

⑧事業費の妥当性【5点】

- ・事業費は提案内容と見積書の整合が図られているか。（5点）

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者として決定する。ただし、合計点数が6割に満たない場合は、優先交渉権者となり得ない。

また、最高点を獲得した事業者が複数いた場合は、審査委員会の委員長による採点が高い事業者を優先交渉権者とする。それでもなお同点の場合は委員長が高い評価をした者を優先交渉権者として決定する。

(5) 審査結果の通知

採否にかかわらず、提案を行ったすべての事業者（グループでの提案の場合はその代表者）に対して電子メールで通知する。

また、選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により本市に対して非選定理由の回答を求めることができる。これに対し本市は、当該書面が到達した日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

6 契約

優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとし、必要に応じ提案書の内容の範囲内において、仕様書の記載内容を変更する場合がある。

なお、契約の締結にあたっては、選定された提案のまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、本市と協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

7 実施スケジュール

令和8年	3月23日(月)	提案募集開始
		事前質問受付開始
	3月30日(月)	質問提出期限
	4月3日(金)	質問に対する回答の公表
	4月10日(金)	提案書提出期限
	4月22日(水)	審査委員会開催
	4月23日(木)	提案審査結果通知(優先交渉権者決定予定)
	以降	業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
	4月下旬(予定)	契約締結、業務開始
令和9年	3月31日(火)	業務完了

8 その他

- 提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、本市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。
- 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、全て本市に帰属するものとする。
- 提出された書類等は、審査終了後に受注候補者に係るものを除き、本市において処分し、返却しない。

9 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市文化観光局観光交流部観光戦略課(市役所本庁舎4階)
担当：大塚
電話：022-214-3018
FAX：022-214-8316
電子メール：kei008020@city.sendai.jp